

大井田病院 指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕
重要事項説明書

当院の（介護予防）居宅療養管理指導サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。

1 （介護予防）居宅療養管理指導サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会医療法人長生会 大井田病院
代表者氏名	理事長 大井田二郎
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	高知県宿毛市中央8丁目3番6号 電話番号 0880-63-2101 FAX 番号 0880-63-4792
法人設立年月日	1957年6月15日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	大井田病院
介護保険指定 事業所番号	高知県指定 第3910910219号
事業所所在地	高知県宿毛市中央8丁目3番6号 大井田病院 1階
連絡先 相談担当者名	電話番号 0880-63-2101 FAX 番号 0880-63-4792 (栄養課・谷岡美奈)

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	社会医療法人長生会が設置する大井田病院（以下「事業所」という。）において実施する指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕においては、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮し、居宅療養管理指導従事者〔介護予防居宅療養管理指導従事者〕等が通院の困難な利用者の居宅を訪問し、心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、療養生活の質の向上や生活機能の維持を図るものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日（祝日、12月31日～1月3日を除く）
営業時間	午前9時から午後5時

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から金曜日（祝日、12月31日～1月3日を除く）
サービス提供時間	午前9時から午後5時

(5) 事業所の職員体制

管理者	院長 田中公章	
職	職 務 内 容	人 員 数
管理栄養士	1. 管理栄養士は、医師の指示に基づき、栄養ケア計画を作成し、患者又は家族に、栄養管理に係る情報提供及び栄養食事相談、助言を行います。 2. 作成した計画を利用者、家族に提供するとともに、提供した（介護予防）居宅療養管理指導の内容について、利用者、家族に対して文書等で提供するように努め、速やかに記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告します。 3. 概ね3月を目途として、当該計画の見直しを行います。	管理栄養士 1名以上

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
指定居宅療養管理指導	要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。
指定介護予防居宅療養管理指導	要支援状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(2) (介護予防)居宅療養管理指導事業者の禁止行為

(介護予防)居宅療養管理指導事業者はサービスの提供に当たり、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

サービス提供者等	基本単位	利用料	利用者負担		
			1割負担	2割負担	3割負担
単一建物居住者1人に対して行う場合	545	5,450 円	545 円	1,090 円	1,635 円
単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	487	4,870 円	487 円	974 円	1,461 円
上記以外の場合	444	4,440 円	444 円	888 円	1,332 円

※ 中山間地域に居住する場合は基本単位数に 5%加算します。

4 キャンセル料について

キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	前日までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です。
	当日キャンセルの場合	500 円を徴収させていただきます。
※利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）キャンセル料の請求及び支払い方法について

① 請求方法等	ア 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求は、金額のお知らせをお届け（郵送）します。
② 支払い方法等	ア 請求月の月末までに、大井田病院の窓口にお支払い下さい。 イ お支払いの確認をしたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。（医療費控除の還付請求の際に必要な事があります。） ※他のお支払い方法をご希望の場合は窓口にご相談ください。

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当する職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する職員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア (氏名) 坂江真知 イ (電話番号) 0880-63-2101 (ファックス番号) 0880-63-4792 ウ (受付曜日と時間帯) 月～金 8:30～17:00 土 8:30～12:30
--	---

※ 利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要支援・要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 管理栄養士が行う（介護予防）居宅療養管理指導については、医師又の指示に基づき策定する「栄養ケア計画」に基づき、実施します。計画については、訪問後、必要に応じ計画の見直しを行い、「栄養ケア計画」は概ね3月を目途に見直しを行います。
- (3) 従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	看護部 横山理恵
-------------	----------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

9 （ハラスメントについて）

事業者は、業務に教務に関連し、または、職場において、ハラスメントをおこなってはならない。

- (1) 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

職場におけるハラスメントの内容、職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発する。

- (2) 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備し職員に周知する。
- (3) 相談者、行為者のプライバシーの保護をするためにその内容について秘密を遵守する。
- (4) 相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として、不利益な取り扱いを行わない。

1 0 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たす時は、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

1 1 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
---------------------------------	--

② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)
---------------	---

1 2 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【家族等緊急連絡先】	氏 名 住 所 電 話 番 号 携 帯 電 話 勤 務 先 続柄
【主治医】	医療機関名 氏 名 電 話 番 号

1 3 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定(介護予防)居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る介護予防支援事業者又は居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定(介護予防)居宅療養管理指導の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村（保険者）の窓口】 宿毛市役所 長寿政策課	所在地 宿毛市宿毛希望ヶ丘 1 電話番号 0880-62-1234（直通） ファックス番号 0880-62-1270（直通） 受付時間 8：30～17：15（土日祝は休み）
【居宅支援事業所の窓口】	事業所名 所在地 電話番号 担当介護支援専門員

1 4 身分証携行義務

(介護予防)居宅療養管理指導を行う者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

1 5 心身の状況の把握

(介護予防)居宅療養管理指導の実施にあたっては、介護予防支援事業者又は居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

1 6 居宅介護支援事業者等との連携

- ① (介護予防)居宅療養管理指導の提供にあたり、介護予防支援事業者及び居宅介護支援事業者、保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「(介護予防)居宅療養管理指導計画」の写しを、利用者の同意を得た上で介護予防支援事業者又は居宅介護支援事業者等に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに介護予防支援事業者又は居宅介護支援事業者等に送付します。

1 7 サービス提供の記録

- ① 文書等により指導又は助言を行うように努め、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存します。口頭により指導又は助言を行った場合は、その要点を記録します。その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

1 8 衛生管理等

- (1) サービス提供職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) (介護予防)居宅療養管理指導事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

1 9 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）居宅療養管理指導の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

2 0 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

提供した（介護予防）居宅療養管理指導に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 大井田病院 地域連携室	所在地 高知県宿毛市中央 8 丁目 3 番 6 号 電話番号 0880-63-2101 ファックス番号 0880-63-4792 受付時間 月～金 8：30～17：00 土 8：30～12：30
【市町村（保険者）の窓口】 宿毛市長寿政策課	所在地 宿毛市宿毛希望ヶ丘 1 電話番号 0880-62-1234（直通） ファックス番号 0880-62-1270（直通） 受付時間 8：30～17：15（土日祝は休み）
【公的団体の窓口】 高知県国民健康保険団体連合会	所在地 高知市丸ノ内 2-6-5 電話番号 088-820-8410 受付時間 月～金 8：30～17：15 （土日祝は休み）

2 1 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	高知県宿毛市中央8丁目3番6号
	法人名	社会医療法人 長生会
	代表者名	理事長 大井田二郎
	事業所名	大井田病院
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代筆者	住所	
	氏名	続柄 ()